

意見書

平成 17 年 1 月 19 日

情報通信審議会
電気通信事業部会長 殿

ゆうびんばんごう
郵便番号 103-0015

とうきょうとちゅうおうくにほんばしはこざきちょう
東京都中央区日本橋箱崎町 24-1

そふとばんくびーびーかぶしかいしゃ
ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

メールアドレス： 

情報通信審議会議事規則第 5 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 16 年 12 月 21 日付け情審通第 122 号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙の通り意見を提出します。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種
指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見

1. 作業単金について

作業単金の算定方法について

工事費・手続費算定の基礎となる作業単金については、従来同様、施設保全費内労務費を NTT 東西本体の施設保全業務稼働要員数（要員数は NTT 東 2,718 人、NTT 西 1,644 人）で除して算定されています。しかしながら、周知のとおり、NTT 東西においては構造改革の一環として、施設保全業務を子会社へ分離しアウトソーシングを行うことで、効率化を実施しています。作業単金を NTT 東西本体の労務費に基づき算定する現行方式は、業務の実態と費用の算定方法がかけ離れていること、上記アウトソーシングによる効率化が単金に全く反映されないことから、不適切なものであると考えます。

したがって、業務実態・効率化に合わせた適切な作業単金が設定されるよう、NTT 東西の施設保全作業の子会社に対する委託費支払い方法等、業務委託の実態の確認を含め、早急に算定方法の見直しに向けた検討に着手すべきと考えます。

作業内容に応じた作業単金の設定について

作業単金の対象となる作業内容は、高度な知識や技能を必要とするものから簡易なものまであります。作業難度に差がある場合には、対応する要員の給与水準も異なるものと想定され、その差異に応じた作業単価が設定されることが通例であると認識しております。従って NTT 東西の作業単金についても作業内容に応じてクラス分けし、クラス毎に設定すべきであると考えます。

もし NTT 東西が委託先との契約において作業内容毎に異なる単金を設定しているのであれば、実際費用方式の趣旨に鑑みて、接続料金にそれを反映させるべきであると考えます。一方、仮に現在 NTT 東西が作業内容にかかわらず同一の単金を用いて委託費を払っているのであれば、作業内容に応じて適切な委託費を支払うように改めるべきであると考えます。

労務費単金について

NTT 東西の労務費単金は毎年下がってきているとはいえ、依然として世間相場と比べて高い水準になっていると考えられます。「平成 15 年度公共工事設計労務単価(基準額)」と比べても約 2 倍の水準となっております。この事実からも上述のとおり作業単金の算定方法が適切ではなく、労務費単金が高止まりとなっていることは明らかです。

「平成 15 年度公共工事設定労務単価(基準額)」*1 電工 東京都の場合(8 時間あたり 17,900 円)を 1 時間換算 (小数点以下は四捨五入)	NTT 東西の労務費単金 *2 (平日昼間、1 時間あたり)
2,238 円	東日本・・・4,365 円 西日本・・・4,291 円

*1 出典：国土交通省公共事業労務費調査資料

*2 NTT 東西の網改造料算定根拠より

2、回線管理運営費について

ラインシェアリングの場合に必要なとされている名義確認作業は不必要であり、その分回線管理運営費を値下げすべきです。NTT 東西あわせて年間約 8 億円というコストをかけている名義確認を省略すれば、NTT 東で 12 円、NTT 西で 13 円のラインシェアリングの回線管理運営費の値下げが可能となり、利用者利益につながるものと考えます。

現在 NTT 東西は実際にサービスを利用する人ではなく回線名義人が DSL サービスの申込みを行うことを求めています。しかし、現実には DSL サービスを利用する人と回線名義人は一致しないことが多々あります。例えば DSL サービスの申込み回線が故人名義や他人名義となっている場合や、申込み者が回線名義人を知らないケースが多々あります。

そこで申込み者が回線名義人を把握していない場合、NTT の 116 番に回線名義人名を問い合わせることによって名義人名を知り、その名義人名で申し込めば NTT は名義人本人が申し込んでいるとみなしています。

116 による確認は次のような方法で行われます。申込み者(問い合わせ者)が名義人と考える姓名を告げて、それが NTT 東西に登録されている回線名義人と一致すれば、申込

み者が実際は名義人本人ではないにもかかわらず名義人本人であるとみなされます。また回線名義人名を間違っていた場合は、その旨が告げられ、申込み者は想定される別の名義人名を告げます。これを繰り返して、どこかの時点で回線名義人の姓名を正しく告げることができれば申込み者が名義人本人であるとみなされます。

以上述べたように、申込み者が思いつくままに姓名を告げて、それが NTT 東西に登録されている回線名義人と一致すれば名義人本人であると認めることに合理的な根拠はないにもかかわらず、利用者からの申込みを受け、接続事業者が NTT 東西に DSL サービスの申込みを行うときに意味のない名義確認に約 8 億円もの多大なコストをかけているのが実態であり、その費用は接続事業者が負担しています。

仮に、名義確認が必要であるとするならば、その費用は DSL サービスの申込み者と専用サービス契約約款に基づく契約を結ぶことになる NTT 東西が自ら負担すべきものであると考えます。

NTT 東西が名義人確認を行うことによって、名義不一致の場合に何度も申込みを繰り返すことで開通が遅れる、あるいは何度も申込みをやり直すことのわずらわしさからお客様がキャンセルしてしまうといった問題が発生しており、利用者にも多大な迷惑をかけています。一方接続事業者にとっても名義人不一致解消のために何度も申込み者と電話でやりとりをすること等による費用が莫大となり、大きな負担となっています。

以上